

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	税務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	延滞金の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 5 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 5 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 （延滞金） 第 5 条 略 2 町長は、諸収入金を納付する者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設けることは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日